

令和 2 年 1 0 月 契約約款の改正について

令和 2 年 1 0 月 1 日以降の契約日の案件から、契約約款を改正します。
改正の内容は、次のとおりです。

工事請負契約の契約約款の改正

【著しく短い工期の禁止について】

○建設業法の改正により、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止することとなりました。（改正建設業法第 1 9 条の 5）

◎工事請負契約約款に次の項目を追加します。

- ・発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

【監理技術者の専任義務の緩和について】

○工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者としてこれに準ずる者を専任で置く場合には、当該監理技術者の専任を要しないものとする事となりました。（改正建設業法第 2 6 条）

◎工事請負契約約款について、次の項目を改正します。

- ・「現場代理人及び主任技術者等」、「工事関係者に対する措置要求」及び「あっせん又は調停」の条項に改正建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書に定める監理技術者補佐に関する規定を整備するもの。

建設コンサル系業務委託の契約約款の改正

【適正な履行期間の設定】

○公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、発注者の責務として、適正な履行期間の設定が定められたこと等を踏まえ、契約変更を行う場合においても、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適切に確保されるよう考慮することとなりました。（品確法第 7 条第 1 項）

◎業務委託契約約款に次の項目を追加します。

- ・発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。